

行政運営の効率化

- 事務事業の見直し(再編、整理、統合、廃止)**
- ・事務事業の見直しを図るため、事務事業の総点検を行い、外部有識者の意見を取り入れ、市民提案制度 や職員提案制度を確立し、徹底した見直しを行います。
 - ・スクラップ&ビルド による事務事業の統廃合を図り、最小の経費で最大の効果が得られる合理的な行政運営を目指します。
 - ・地方分権と新たな行政課題に対応するため、職員の目標管理による自己評価制度 を導入し、人事考課 と合わせて職員の意識改革を図ります。
- 民間委託の推進**
- ・市が直営で行っている事務事業について、民間委託等により市民サービスが向上し、行政運営の効率化並びに経費節減効果等が図れるものは、民間委託を積極的に推進します。
- 組織・機構の見直し、定員管理の適正化**
- ・同規模自治体との組織規模の均衡を考慮しつつ、事務事業の見直しと合わせて効率的な組織、機構の見直しを図ります。
 - ・本市の定員管理については、事務事業の見直しにより、対応すべき行政需要の範囲を的確に捉え、組織の再編と合わせて定員管理の適正化に取り組みます。
 - ・職員の再任用制度や任期付職員制度、あるいは臨時職員の活用のあり方、さらには将来の組織を支える職員構造のあり方を検討し、財政の健全化と公共のサービスの向上との均衡を保持し、簡素で効率的な行政運営を進めるため、計画的な定員管理に努めます。

給与等の適正化、特別職給与等の見直し

- ・給与の適正化については、人事院勧告の趣旨や公務員制度改革大綱を尊重し、引き続き適正な給与水準、給与制度を確立するとともに、諸手当についても随時点検を行い、制度の趣旨に合致しないものなどについては廃止を含めて見直します。
- ・特別職給与等については、同規模自治体等との均衡を考慮して、随時見直しを行います。

第7章
計画の推進と実現のために

現状と課題

今日の社会経済の構造は、少子高齢化の急激な進行と高度情報化社会の到来、さらには構造改革や規制緩和などからめまぐるしく変革が進んでいます。また、地方自治体を取り巻く財政環境は、三位一体改革の推進などから大変厳しい状況にあり、宮若市も例外ではありません。

このような中で、本計画の推進と実現のためには、行政の事務事業の見直しをはじめ、民間委託の推進、経費の節減合理化等の改革が急務であるとともに、職員の資質向上と意識改革を図り、地方分権社会に対応できる自治体を形成しなければなりません。また、地方分権の時代に相応しい簡素で効率的な行政運営を確立し、市民にわかりやすい透明性の高い行政運営が求められています。

これまでの取り組みとして、総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(平成17年3月29日策定)」を受けて、平成18年度に行財政改革

の主要課題について「宮若市行財政改革大綱」を策定し、さらに平成22年度までの具体的な内容を明示した「集中改革プラン(計画期間：平成18年度～22年度)」を策定しています。平成18年度以降は、職員の定員管理や給与の適正化、収入役の廃止などによる行政運営の効率化を推進するとともに、使用料・手数料の見直しや自主財源の確保、市税などの収納率の向上及び滞納対策の強化などによる健全な財政基盤の確立に向けた取り組みを推進しています。さらに、指定管理者制度の導入や公共施設の効率的な運用、協働のまちづくりの推進などの効率性の高い住民サービスの向上を目的に行財政改革を推進しています。

今後、行財政改革大綱及び集中改革プランに基づき、行政運営の効率化、健全な財政基盤の確立、効率的な住民サービスの向上に向けて、間断なく行財政改革に取り組むことが必要です。

基本方針

基本構想に定めた宮若市の将来像である「ひと・みどり・産業が輝く 新たなふるさと」の実現に向けて、これまでの画一的な都市像ではなく、新市独自の個性を活かした魅力ある都市像を掲げ、自主、自立した自治体の形成を目指し、新しいまちづくりを積極的に推進しなければなりません。

このため、間断ない行財政改革を行うことにより、新市の将来像の実現と分権社会の時代に柔軟に対応できる行政システムの確立に努め、市民だけではなく立地企業なども新市に愛着と誇りを抱くような新たなふるさと環境の創造を目指します。

三位一体改革
地方自治体の財政的自立を向上させるため、国庫補助負担金の廃止、削減、国税から地方税への税源移譲、そして地方交付税制度の見直し、という三つの制度を一体として改革すること。国の財政と地方の財政との関係を改革すること。

行財政改革大綱
地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政運営を実現するための行財政改革の基本方針を示す計画。

行財政改革実施計画(集中改革プラン)
行財政改革大綱をもとに、各種事務・事業の再編、整理や民間委託の推進、職員の定数などの人件費の見直しなど行財政改革の主要課題について、平成22年度までの集中的な取り組みを明示し、住民にわかりやすい指標を用いて、公表する計画。

指定管理者制度
平成19年9月の地方自治法の改正により、従来の管理委託制度に代わって、公園や運動施設、会館等の公の施設の管理運営を民間事業者、その他の団体等に委託できる制度。

市民提案制度
市民が市政に関する意見や提言を行い、市政運営に反映させることにより開かれた行政の構築を図ることを目的とした制度。

スクラップ&ビルド
非能率的な部門を廃止し、能率的な部門の充実を図ること。

自己評価制度
組織の目標を踏まえて職員自らが今期の目標を立て、期末に自らの取り組みを振り返り、評価基準に従って自己評価し、これを上司の評定に反映させることで、職員の自己理解の促進と能力向上を図り、業務の改善やより高い業務目標の達成に繋げようとする制度。

人事考課
職員に割り当てられた職務と責任を遂行して得られた成果(業績)並びにその職務の遂行上見られた能力及び態度を公平に評定する制度。

効率的な住民サービスの向上

指定管理者制度 の推進

- ・直営の施設についても、施設の有効利用やサービスの向上、管理経費の節減などを図るため、指定管理者制度の検討を行い、随時導入に向けて取り組みます。

電子自治体 の推進

- ・電子自治体を推進するため、情報セキュリティ 確保に留意しながら、平成 18年度に整備した地域イントラネットを有効活用し、市民への行政サービス向上と行政事務の効率化を図ります。

公共施設の効率的な運用

- ・公共施設の管理運営については、財政支出に占める影響は大きく、今後これらの公共施設のあり方について早期に検証し、具体的方針を定めるように取り組み、公園等の管理については、地域コミュニティ活動を推進し、地域ボランティアによる管理を促進します。

協働のまちづくりの推進

- ・市民、企業、行政が協働で創る自立都市を形成するため、行政職員の地域担当制を導入し、地域の文化の伝承や奉仕作業を通じ、地域の連帯感の醸成を図るとともに、市民提案制度を確立し、市民が積極的に行政に参画できるシステム構築します。

施策の目標値				
計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
	第 2次行財政改革大綱及び集中改革プランの策定 (計画期間：平成 23年度～平成 27年度)	平成 22年度	平成 22年度	企画財政課

セキュリティ
コンピュータシステムの安全性やデータの機密性を保つこと。

地域イントラネット
地域の教育、行政、福祉、防災などのサービスの高度化を図るため、各公共施設等を高速で接続する情報通信網のこと。

健全な財政基盤の確立

各種補助金・負担金の見直し、使用料・手数料の見直し

- ・各種補助金、負担金の公益上の必要性やその用途、妥当性や効果などについて、総合的に検証し、適正化を図ります。
- ・各種使用料、手数料については、受益者負担の原則に基づく検証を行い、適正な運用を推進します。

普通財産の運用

- ・普通財産の状況調査を実施し、財産処分も含め有効活用が図られるよう検討します。

自主財源確保の推進

- ・安定した財政基盤を確立し、足腰の強い自治体を形成するため、税率の改正なども視野に入れた自主財源の確保を図ります。
- ・自動車関連産業の集積を図るため、新たな工業団地を確保するとともに、企業誘致活動を積極的に推進し、雇用の拡大に努めます。

収納率の向上並びに滞納対策の強化

- ・口座振替の促進と納付しやすい環境の整備を図るため、口座振替利用率の促進に積極的に取り組みます。
- ・市税や国民健康保険税の収納率向上を図るとともに、滞納者については、公平性の原則に基づき差押え等の法的手段で対応します。
- ・保育料や幼稚園授業料の収納率向上を図るとともに、滞納者には、受益者負担の原則と公平性の確保から積極的な滞納整理に努めます。
- ・市営住宅使用料の長期滞納者には、受益者負担の原則と公平性の確保から、住宅明け渡し等の法的手段で対応します。
- ・住宅新築資金等貸付金の滞納者には、受益者負担の原則と公平性の確保から、積極的な滞納整理に努めるとともに、悪質滞納者に対しては、法的手段で対応します。
- ・水道料金の収納率は高率ではあるが、料金未納者には、受益者負担の原則と公平性の確保から給水停止等の法的手段で対応します。

経常経費の削減、公共工事のコスト縮減

- ・歳出の抑制を図るため、事務処理コストをはじめ経常経費の削減に努めます。
- ・災害及び緊急を要する事業を除き、単独公共事業の縮減を図り、年次計画の見直しを行います。
- ・道路や農業用施設の維持管理に要する経費節減のため、地域の道路愛護やボランティア活動を推進します。
- ・平成 19年度に導入した郵便入札制度などの効果を検証しながら、さらなる入札における透明性と競争性の向上に取り組みます。

公営企業等の運営

- ・地方公営企業法非適用を含め、上水道事業及び簡易水道事業、公共下水道事業の 3事業を運営しており、今後は水道事業の一元化を促進し、それぞれの事業の推進とともに公営企業の適正な経営に努め、利用者への積極的な情報開示に取り組み、透明性の向上に努めます。
- ・企業職員の給与や定員についても、一般職員と同様に適正化に取り組みます。

地方公社の健全経営

- ・土地開発公社の運営については、その役割等の検証を行い、経営の効率化と改善に積極的に取り組みます。

一部事務組合の運営

- ・一部事務組合 については、特別地方公共団体ではありませんが、構成市町としての立場から組合が積極的に行財政改革に取り組むよう要請します。また、予算編成や執行についても改革の趣旨を踏まえ、効率化が図られるよう積極的な働きかけをします。

一部事務組合
普通地方公共団体などが、その事務の一部を共同で処理するために設置した組織。主に消防やごみ処理など広域的な事務処理に活用される。。

指定管理者制度
平成 15年 9月の地方自治法の改正により、従来の管理委託制度に代わって、公園や運動施設、会館等の公の施設の管理運営を民間事業者、その他の団体等に委託できる制度。

電子自治体
高度に電子化された市民サービス・業務システムを、インターネットなどを利用したオンラインで市民に提供できる自治体のこと。